

太陽 ASG 拝啓理事長先生

経営者のための学校情報 第191号

この資料は全部お読みいただいて1分50秒です。

今回のテーマ： 未納問題について

明けましておめでとうございます。

未納問題の今

ちょうど1年前の1月、文部科学省は学校給食費の未納問題についての調査結果を発表しました。また、全国私立学校教職員組合連合の調査による過去3年の授業料滞納についての結果です。

調査年月	県数	1校あたり滞納人数		修学旅行 不参加人数
		高校	中学	
2004年6月末	24都府県	16.8名	2.16名	270名
2005年6月末	23都道府県	14.05名	1.67名	224名
2006年6月末	23都道府県	14.74名	1.74名	373名

2006年6月末の高校・県別の1校あたり滞納人数が20名を超える県は、熊本県(38.00名)、福島県(37.67名)、宮城県(37.00名)、福岡県(24.42名)となっています。独自の免除制度がある学校は全体の約2/3にのぼっています。

近年は授業料だけでなく、授業料と同時に徴収されることが多い補助活動関係収入(バス代、給食費等)や預り金的性質のもの(教材費、学年費、父母会費等)も滞納しているケースが多くなっています。授業料は学校の支出全般に対応する収入であり、特別に収支関係が成立しているわけではないですが、給食費や教材費などは特に「人数×単価」で計算されていることが多く、未納者がいる場合にはその分、学校ないし他の児童生徒に負担がかかることとなります。

対応策

授業料という債権は、法的には2年で消滅します(消滅時効)。このため、未納となっている分については、定期的に督促し、またその督促の履歴も残しておくべきです。保護者から未納であることを認める書類をもらうことや、内容証明郵便による催促も、消滅時効を防ぐ手段となります。

未納を減らすため、督促の継続・強化、保護者との面談や家庭訪問、学校全体での取組み、PTAとの協力、少額納付分について現金徴収へ変更する、などが対策として考えられます。

「本当に払えない」のか「払わない」のかを見極め、前者に対しては適切な救済策を、後者に対しては厳しい態度で臨む必要があります。

「北海道立学校授業料等未納対策事務取扱要領(平成19年12月10日教育長決定)」は、一つの参考になります。(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/minoutaisaku.htm>)

お見逃しなく!

徴収不能引当金の設定を考えましょう。引当の計算については規程で明らかにしておく必要があります。徴収不能見込額の計算は、個別金銭債権ごとに回収可能性を検討する方法と過年度における金銭債権に対する徴収不能の実績率等に基づいて算定する方法があります。H17年度決算においては、の方法を選択している学校(大学法人)が8割以上となっています。

学校職員は債権回収のプロではないので、悪質な未納家庭への督促に関しては十分に注意し、特に家庭訪問は複数の人間で行くことが大事です。

法的な手段を考える場合には、弁護士に相談しましょう。